第79回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和4年8月3日(水) 開会14時00分 閉会15時20分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 3 委員会室

案 件

- 1 諮問案件
- (1) 学校徴収金徴収・管理事務への Web サイトでの口座振替受付サービスの導入に係る個人情報の保護について 【学校教育部 教育未来創生室】
- (2)個人情報保護法改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて(継続審議) 【市民部 市民総務室】
- 2 その他

<委員>

出席者: 畠田 健治(会長) 河野 和宏(副会長) 豊永 泰雄 河口 惠 荒木 健児 宮前 正利 塩路 裕子 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 惠美子 宮本 修

欠席者:なし

<実施機関(説明者)>

- (1)教育未来創生室 (室長) 脇寺 一郎 (主幹)行武 勇 (主任)熊本 剛士
- (2) 市 民 部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長)東田 康司 (参事)川本 義一 (主幹)井手本 治夫 (主任)中島 由美恵

<事務局>

市 民 部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫 (主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

1名

諮問案件(1)学校徴収金徴収・管理事務への Web サイトでの口座振替受付サービスの導入に 係る個人情報の保護について 【学校教育部 教育未来創生室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

Web サイトでの口座振替受付サービスの導入業務

(2) 概要

ア目的

本市教育委員会は、令和5年4月から小学校給食費の公会計化及び小中学校の学校徴収金 (教材費、生徒会費、積立金等)の一括徴収を行う予定です。その実施に向けて、市立小中 学校の児童生徒の保護者等が学校給食費及び学校徴収金の口座振替に係る利用申込みを Web サイト上で行うことができるサービスを導入するものです。

イ 効果

金融機関の窓口に出向くことなくインターネット上でいつでも手続ができ、書類への押印なしで即時に申込手続が完了することから、市民の利便性が高まります。また、金融機関窓口の混雑緩和の効果も期待されます。

受け付けたデータを業務システムに取り込むことにより口座番号等の入力誤りのリスクがなくなり、ペーパーレス化により書類保管スペースを削減できるなど、業務プロセス改善にも寄与します。

(3) 諮問理由

Web 受付サービスを導入することが吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項の新たに電子計算機処理を行おうとするときに該当し、また、児童生徒の保護者等が金融機関窓口へ行くことなく Web 上で口座振替の利用申込を可能とする同サービスを導入することが、市民の利便性の向上に寄与することから、公益上特に必要であると考えるため、条例第 13 条第 2 項の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限にも該当するため、諮問するものです。

2 議事要旨

委 員: 別紙 2「還元データ取込の流れ」における、S J ネットの還元データ(非暗号化)、 還元データ(暗号化)は、統合運用事業者が移動処理の実施の都度、データ削除を行 うのか。

実施機関: 業務担当者が、S J ネットの還元データ(非暗号化)、還元データ(暗号化)の削除を行います。学校徴収金システムへの取込み処理及び集約処理後に、都度、データの削除を行います。

委 員: 別紙 2 「還元データ取込の流れ」における、SAネットの還元データ(暗号化)及びSATSUKIネット ファイル連携システムの還元データ(暗号化)は、業務担

当者が、ファイル転送処理及び復号化処理・取込み処理・集約処理の実施の都度、 データ削除を行うのか。

実施機関: お見込みのとおりです。

委 員: 別紙1「Web受付サービスの概要図」の金融機関の⑧口座情報照合システムの暗 証番号入力は、申込者と金融機関WEBサイトとのインターネット直接接続となるの か。

実施機関: お見込みのとおりです。

委 員: 別紙1「Web受付サービスの概要図」の金融機関の⑧口座情報照合システムで入 力する暗証番号は、どのような暗証番号か。

実施機関: 金融機関によって申込者の認証に使用する暗証番号は異なり、キャッシュカードの 暗証番号又はインターネットバンキングのログイン時の暗証番号及びワンタイムパ スワードのいずれかで確認を行います。

委 員: SJ端末からSA端末へ還元データを移動させるのは統合運用事業者だが、SJ端 末の還元データを削除するのは業務担当者との回答だった。その理解で間違いないか。

実施機関: 統合運用事業者が行うのは還元データの移動のみです。還元データを学校徴収金システムに問題なく取り込むとともに、保管ファイルとして保存できたことを確認でき次第、業務担当者がSJ端末内の還元データを削除します。

委 員: 業務担当者が中間ファイルをすべて削除するという理解でよいか。

実施機関: お見込みのとおりです。

委 員: もれなく削除したかどうかの確認はどのように行うのか。

実施機関: 担当職員同士のチェックと、管理職による定期的なチェックを考えています。また、ファイル連携システムのファイル転送機能では、何日後に自動削除するという設定が可能ですので、そうしたものも利用したいと考えています。

委 員: 削除したことの記録をとるといった対応はしないのか。

実施機関: そこまでは考えていません。

委 員: 現状は、どのようにして学校徴収金を徴収しているのか。

実施機関: 各学校において、基本的には口座振替により徴収しています。来年度からは、各学校ではなく、教育委員会にて徴収業務を行うことに伴い、改めて口座振替の手続きが必要になるため、本サービスを導入するものです。

委 員: 場合によっては未納の方も出てくるのではないか。

実施機関: 未納の方については、各学校の協力を仰ぎつつ教育委員会が主体となって督促を 行っていきます。

委 員: 徴収金の中にはPTA会費も含まれるのか。

実施機関: お見込みのとおりです。

委員: PTA会費は、ひとり親家庭や生活保護受給などの家庭状況によって費用負担も変

わってくる。今回、取扱う個人情報の一覧の中に、こうした情報が挙がっていないの はなぜか。

実施機関: 今回の諮問事項は口座振替の申込みサービスであって、申し込み時に家庭状況や P T A 会費の負担額を入力してもらうようなことはありません。

委員: 通常、納付義務者は保護者になると思うが、中には祖父母や親類のものが納付義務者になることも想定される。そうした場合の対応はどうするのか。

実施機関: 本サービスの申込者は口座名義人となるため、口座名義人と納付義務者が一致しないケースがあると想定しています。他市の事例ですが、その対応として利用規約に「納付義務者と口座名義人が異なる場合において、口座名義人の口座から納付義務者の市税等が引き落とされることについて、納付義務者及び口座名義人双方ともに異議はありません。」といった文言を設定し、それに同意してはじめてサービスの申込みができる仕組みとしており、参考にしたいと考えています。

会 長: Web振替登録業者は、どこになるのか。

実施機関: 一般競争入札を実施し、事業者を決定する予定です。

会 長: 尼崎市の事例(本年6月のUSBメモリー紛失事案)もあるので、情報セキュリティのしっかりした業者を選定してほしい。

実施機関: 承知しました。

委 員: 還元データをSJ端末に取り込んだ時点で暗号化しているが、これはどういう意図によるものなのか。

実施機関: SA端末においては、暗号化されていない口座情報などを取り扱うことができない ため、SA端末に移す前に暗号化しています。

委員: 暗号化するのは漏えいを防ぐために行うものと認識しているが、このフローのどこで漏えいの可能性があるのか疑問に思った。むしろ、SATSUKIネット内で暗号化した還元データを復号化しているが、還元データ保管ファイルこそ暗号化すべきでないか。

実施機関: 復号化した還元データを集約して、還元データ保管ファイルを作成しますが、当該 ファイルは暗号化して保管します。

委員: 金融機関における口座情報の照合にあたっては、金融機関によってキャッシュカードの暗証番号やインターネットバンキングの暗証番号を利用するなど、方法が異なるとのことだった。その点について、本サービスを利用しようとする方に分かりやすく周知する必要があると思うが、どのように対処する予定か。

実施機関: Web口座振替登録業者へのリンク先を貼った本市ホームページにおいて、分かり やすい一覧表などで本サービスを利用しようとする方にお知らせしたいと考えてい ます。

3 委員間協議、裁決

全委員一致で同意する。

ただし、Web口座振込登録業者の選定にあたっては情報セキュリティに十分配慮すること、 また、還元データの抹消についても記録をとる等、その取扱いに留意することを要望する。

諮問案件(2)個人情報保護法改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて(継続審議) 【市民部 市民総務室】

1 諮問内容

(1) 諮問事項

- ア (諮問事項1)条例要配慮個人情報について
- イ (諮問事項2)個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について
- ウ (諮問事項3) 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について
- エ (諮問事項4) 自己情報の開示決定等の期限について
- オ (諮問事項5)自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置について
- カ (諮問事項6) 苦情処理委員の継続の要否について
- キ (諮問事項7)審議会への諮問について
- ク (諮問事項8) 自己情報の開示請求に係る手数料について
- ケ (諮問事項9)行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

(2) 諮問理由

条例第38条第2項に規定する個人情報保護制度に関する重要事項にあたるため。

2 議事要旨(質疑応答等)

【実施機関より、資料に基づき(諮問事項9)行政機関等匿名加工情報に係る手数料について説明】

会 長: 実際に提案があったのはどのような事例か。

実施機関: 資料をこの場で持ち合わせておらず、詳しい内容はお答えできませんが、住宅関連 の独立行政法人に対して1件の提案がなされたと認識しています。また、地方公共団 体に対しては介護関係の情報について1件の提案がなされています。

委 員: 提案があった事例は、契約締結まで至ったものか。

実施機関: お見込みのとおりです。

委員: 提案があった場合、市が手数料等を受領したうえで保有する個人情報を匿名化し、 提案者に個人情報を提供するという理解でよいか。 実施機関: 提案制度の流れはおっしゃるとおりです。ただ、国は、匿名加工情報は特定の個人 を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないよ うにした情報であることから個人情報ではないとしています。

実施機関: 行政機関等匿名加工情報について国に問合せを行ったところ、現在ほとんどの地方公共団体では、匿名加工方法に関する制度を設けておらず、実務の蓄積もないことから、匿名加工を担う専門機関が存在しない現状において、すべての地方公共団体に同時に提案募集を義務付けることとした場合には、特に小規模団体にとって、大量の情報の加工処理等の多大な負担が生じることへの対応が十分にできないおそれがあることから、当分の間は、一定の規模のある地方公共団体として、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとし、それ以外の地方公共団体及び地方独立行政法人については、匿名加工情報に対するニーズの状況等を踏まえ、今後義務付けをするかどうかを検討していくこととするとの回答がありました。

委 員: 提案があった場合、その審査にあたっては第三者機関が入ったりするのか。

実施機関: 今回、提案募集を行わない方向で諮問しているため、提案があった場合の具体的な手続きについては検討できていません。ただ、今後提案募集を行うことになった場合、 提案に係る審査について、例えば保護審議会に意見を聴くことの可否を国に確認した いと思います。

委員: 匿名加工情報と非識別加工情報とふたつの用語が出てくるのはなぜか。

実施機関: 民間事業者を対象とする個人情報保護法において、匿名加工情報の制度が規定されており、国や独立行政法人等については、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法において非識別加工情報の提供制度が規定されていましたが、これらの規律が改正法により一元化されたことから匿名加工情報に統一されたものです。

3 委員間協議・裁決

会 長: 諮問事項1から9までの件で、それぞれ実施機関の考え方に同意するかどうか、各 委員のお考えを聞いていきたい。

【諮問事項1】

会 長: まず、条例要配慮個人情報について。条例で独自の要配慮個人情報について定める 必要があるのかどうかということだが、この点について、実施機関は必要ないのでは ないかという考えを示している。

委 員: 特段に吹田市として条例要配慮個人情報を規定する情報自体が該当するものがない という理解をしている。ただ、趣旨と解釈の関係で、ガイドラインや事務対応ガイド に記載が不足している部分は、適正に運用していくために、補完すべき項目を整理し て資料化し、ガイドラインや事務対応ガイドと一緒に研修等を行うということだった と思う。そういうところが、しっかりできていれば承認してもいいと考える。

会 長: 特に吹田市として独自に条例要配慮個人情報を定める必要はないという点については、実施機関の意見に賛同するけれど、要配慮個人情報が持つ重要性については、より一層その内容等の充実も含めて研修等に力を入れてほしいということで同意としてはどうか。

副 会 長: それは諮問事項1についての同意というより、むしろ全体についてではないか。諮問事項1については条例の話なので、これはこれで認めるということで、全体としてという理解でよいか。

会 長: おっしゃるとおり。では、同意するということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項2】

会 長: 個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表については、個人情報ファイル 簿以外に作成公表する必要はないと実施機関は考えているが、各委員のお考えはいか が。

委 員: 実施機関に確認するが、開始届は本人の数 1000 人未満のものも届け出ているのか。

実施機関: 開始届には取扱人数による制限等はなく、事務単位で作成しています。

委 員: 1000 人未満の個人情報ファイルについて情報漏えいした場合、それを特定するためにその項目を取り扱っている部署を絞り込んで確認するとのことだった。そこが気になっている。開始届は人数に関係なく整備しており、個人情報を扱うのだったら、同様に市としてどこでどういう個人情報を扱っているのか、分かるようにしておいた方が、後で何かあったときに即時性というか、対応しやすいと思う。審議会に報告しなくても、市として整理しておく必要はないか。

実施機関: 個人情報の取扱いについては、法の下で保有に関する制限、取得及び利用の際の遵守事項、安全管理措置等、漏えい等の報告等、本人への通知、利用及び提供の制限、利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供、こういったことで個人情報の取扱いを厳密に行うことが規定されています。また、国は行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針を示しており、それに準じて個人情報の取扱いについて規定していくことになります。それを基に所管の方でそういったものにしっかり対応できるような形で意識を持っていただいて業務にあたっていただくことになります。地方公共団体が行う仕事は、ほとんどの部署が個人情報を扱うということになり、その量は膨大です。法の下で個人情報ファイル簿というものが規定される中で、そういった対応をしながら透明性を図っていきたいと思っておりますので、そういった指針に基づく安全管理措置をしっかりやっていくことで対応していきたいと思います。現状としては、そういう風に考えています。記録を付けるかどうか

ということになってくると、通常、公文書は起案処理をして、それぞれ文書管理をしています。その中で保育所の入園措置であるとか、介護保険の認定の関係であるとか、そういうものは全部データベースがあって、それらについて個人情報ファイル簿も整理されていくと考えています。1000人未満はどうかというところになると、1人でも個人情報にあたりますので、そういったものをどうしていくのかということになると、日常の業務のうえで実際に公文書などで残っていきますので、その管理をしっかりしていくことで対応していくことになるのかなと考えています。

- 会 長: 要は 1000 人未満のデータベースがある場合、それを公表するかどうかということ だと思うが、その点について、いかが。
- 委 員: 私はそこまでは求めていない。ただ、市のどこの部署が何の情報を扱っているのか 管理しておいた方が良くないかということを言っている。そこを業務量も増えるとお っしゃっていたが、今現在、開始届でやっているという話だったら変わらないのでは ないかと思う。ただ、報告や公表は 1000 人以上でいいのではないかと思う。今現在 も 1000 人未満は作成対象外であれば、それでまわっているのであればいいかと思う。
- 会 長: 新法の第75条第5項にあたるところですが、それによると、地方公共団体の機関等が、条例で定めるところにより、ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるとある。そういう条例を作るのかどうかということである。
- 委 員: 当初、事務局から回答があったとおり、万一漏えい等があった場合でもすぐに漏えい元を特定できるということであれば、1000 人未満もやるべきだと強調したくないが、市として、あった方がいいのであれば、しっかりと管理してもらった方がいいのではと思う。漏えい等が起こったときは早く対応することが一番だと思っているので、そこを市として対応可能ということであればいい気がする。
- 実施機関: 重複しますが、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する 指針が設けられており、これによって地方公共団体は安全管理措置を講じなさいとなっています。安全管理上の問題、例えば事案の報告及び再発防止の措置は当然のこと ながら、法に基づく報告、公表しなさい、監査及び点検の実施もしなさいと、監査については監査責任者を設けて各室課長が点検もして評価見直しをしていきなさいと、こういう PDCA というサイクルをしっかり持って安全管理措置を図っていきなさいという仕組みが示されています。その中でしっかり対応していくものと考えています。当然、それまでのプロセスとして研修をしっかりしていくことが必要であり、職員の教育研修についても指針の中にあります。その指針に準じた取扱いを整備していきます。
- 委 員: しっかりと管理していかれるということであり、あくまでも、これは個人情報ファ イル簿以外の帳簿の作成・公表に関する部分だけなので、それだったらいいかなと思

う。

会 長: では、同意するということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項3】

会 長: 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲については、現行の情報公開条例 との間で不開示情報の範囲について調整を行う必要はないという実施機関の考えだ が、いかが。

会 長: 特に、今の不開示の範囲は変えないという結論ですね。この点については各委員と も御意見ないようだが、同意するということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項4】

会 長: 自己情報の開示決定等の期限については、現行どおりということだが、いかが。

会 長: 同意ということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項5】

会 長: 自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置についてです。現行条例 は自己情報の訂正請求については、まず開示請求をしなければならないという規定に はなっていません。実施機関としても、これについては基本的には現行どおりとし、 開示請求を前置しないという考えのようだが、いかが。

会 長: これについても適切かと思うが、同意ということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項6】

会 長: 個人情報苦情処理委員の継続の要否については、実施機関は苦情処理委員の設置に ついては、そういう規定は置かないという考えを示している。件数も非常に少ないと 御説明があったと思うが、いかが。

委 員: 実施機関の考え方のとおり、苦情処理委員の設置については規定しなくていいと思う。この説明の中で、それぞれ窓口でしっかりと苦情について対応してきており、また、国や民間部門における窓口も増えているということもあったので、そこで対応できているのであれば規定する必要もないのかなと思う。

会 長: これについても同意するということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項7】

会 長: 審議会への諮問については、法律によって審議会の役割が大きく変わるところである。実施機関の考え方は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聴くことができるよう、改正法に伴う条例案に審議会への諮問について規定したいということが示された。これについては、法律によって、本日の諮問事項の1件目のような案件はなくなってしまうわけだが、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合、これはかなり範囲が狭いと思うが、そういう場合には審議会の意見を聴くという条例にしたいとのことだが、いかが。

会 長: これについても同意ということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項8】

会 長: 自己情報の開示に係る手数料については、今までの取扱いを変えず、手数料は取ら ないという考えが示されているが、いかが。

会 長: これについても同意するということでよろしいか。

委 員: はい。

【諮問事項9】

会 長: 行政機関等匿名加工情報に係る手数料については、先ほど説明があったが、実施機関としては、個人情報を匿名化するにあたっては、単に氏名を消せばいいというものではないので、ノウハウ等の蓄積や制度の需要を見つつ、国が都道府県や指定都市以外にも導入するということになれば考えるという考えですが、いかが。

会 長: 導入は任意ということで、当面は導入しないとのことなので、これについても同意 するということでよろしいか。

委 員: はい。

【付言】

会 長: 諮問事項1から9までの全ての事項について同意したが、個人情報に関する研修等について、より一層充実させて、個人の権利利益が侵害されることがないように、個人情報保護の体制を高めていってほしい。また、従来の類型的な諮問案件について、審議会の意見を聴くという要件がなくなるわけだが、なくなったからと言って、個人情報の取扱いが緩くなっては困るので、そういうことを踏まえて、実施機関として、今まで以上に個人情報の保護に努められたいという付言を付けることとする。